

第2期
鹿部町子ども・子育て支援事業計画
【概要版】



令和2年3月
鹿部町

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月からわが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

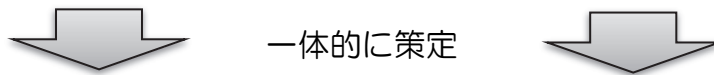
市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「鹿部町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えるため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期鹿部町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

「第2期鹿部町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「鹿部町総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画



第2期鹿部町子ども・子育て支援事業計画

3. 計画の期間

「第2期鹿部町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

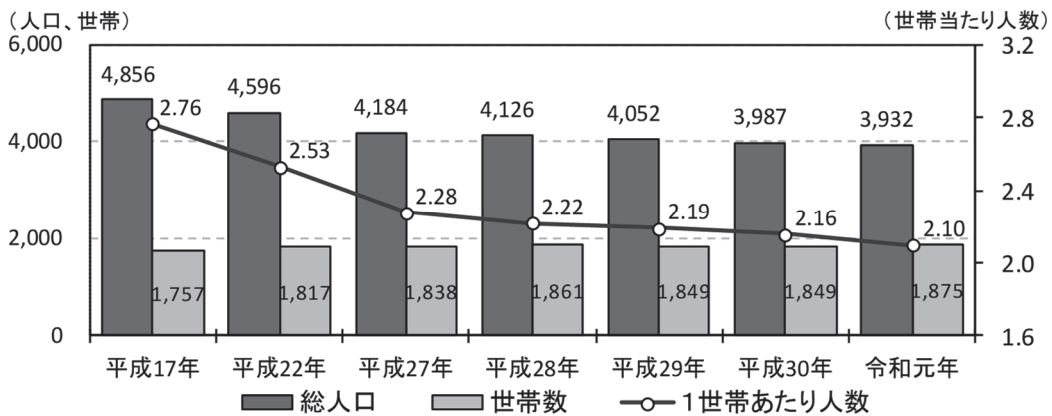
1. 少子化の動向

(1) 人口等の推移と少子化の動向

本町の総人口は平成17年以降減少しており、令和元年の住民基本台帳による総人口は3,932人となっています。平成17年と比較すると、令和元年の年少人口（0～14歳）は317人（45.5%）、生産年齢人口（15～64歳）は1,070人（34.2%）減少しています。さらに、平成27年と比べて令和元年の高齢者人口（65歳以上）は463人（45.0%）増加しており、少子高齢化の進展がみられる状況です。

一方、本町の世帯数は平成28年度まで増加し、それ以降はおおむね横ばいに推移していますが、1世帯当たりの人数は減少しており、核家族化が緩やかに進んでいます。

■総人口、世帯数、1世帯あたり人数の推移

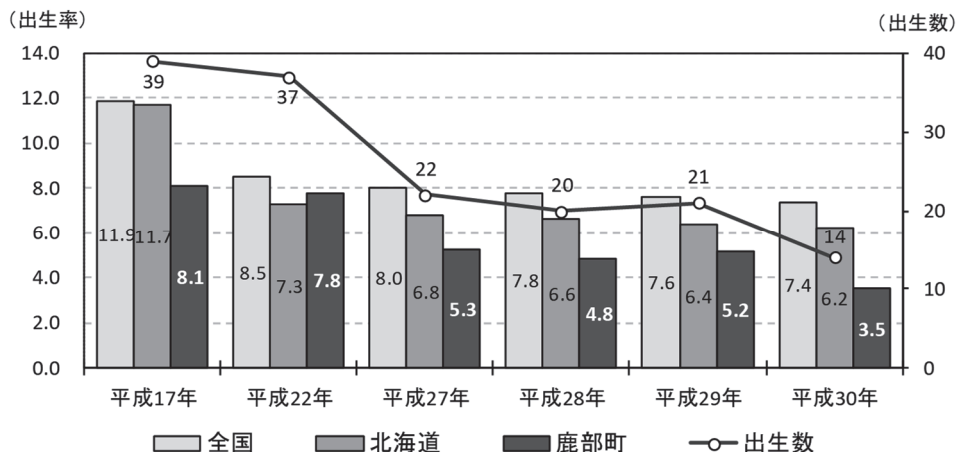


出典：住民基本台帳（各年3月末）

(2) 出生数と出生率の推移

本町の出生数は減少傾向で推移していますが、平成30年は14人で平成17年以降最少となりました。また、出生率は全国・北海道と比較すると非常に低い状況が続いています。

■出生数と出生率の推移



出典：全国及び北海道／人口動態統計、鹿部町／鹿部町保健福祉課

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本町に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるよう、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を推進し、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、子育ての喜びを地域全体で実感し、分かち合えることができる鹿部町を目指すこととします。

みんなが家族 あったか子育てのまち しかべ

(2) 基本目標

基本目標1 子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、すべての子どもが自分を大切にでき、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

また、事故や災害、犯罪から子どもを守るため、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

基本目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主役として夢と希望を持ち、心豊かにたくましく育つことができるよう、子育ての基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

また、支援を必要とする家庭に対する支援を充実するとともに、いつでも子育てのことを相談できるよう、相談や情報提供の充実を図ります。

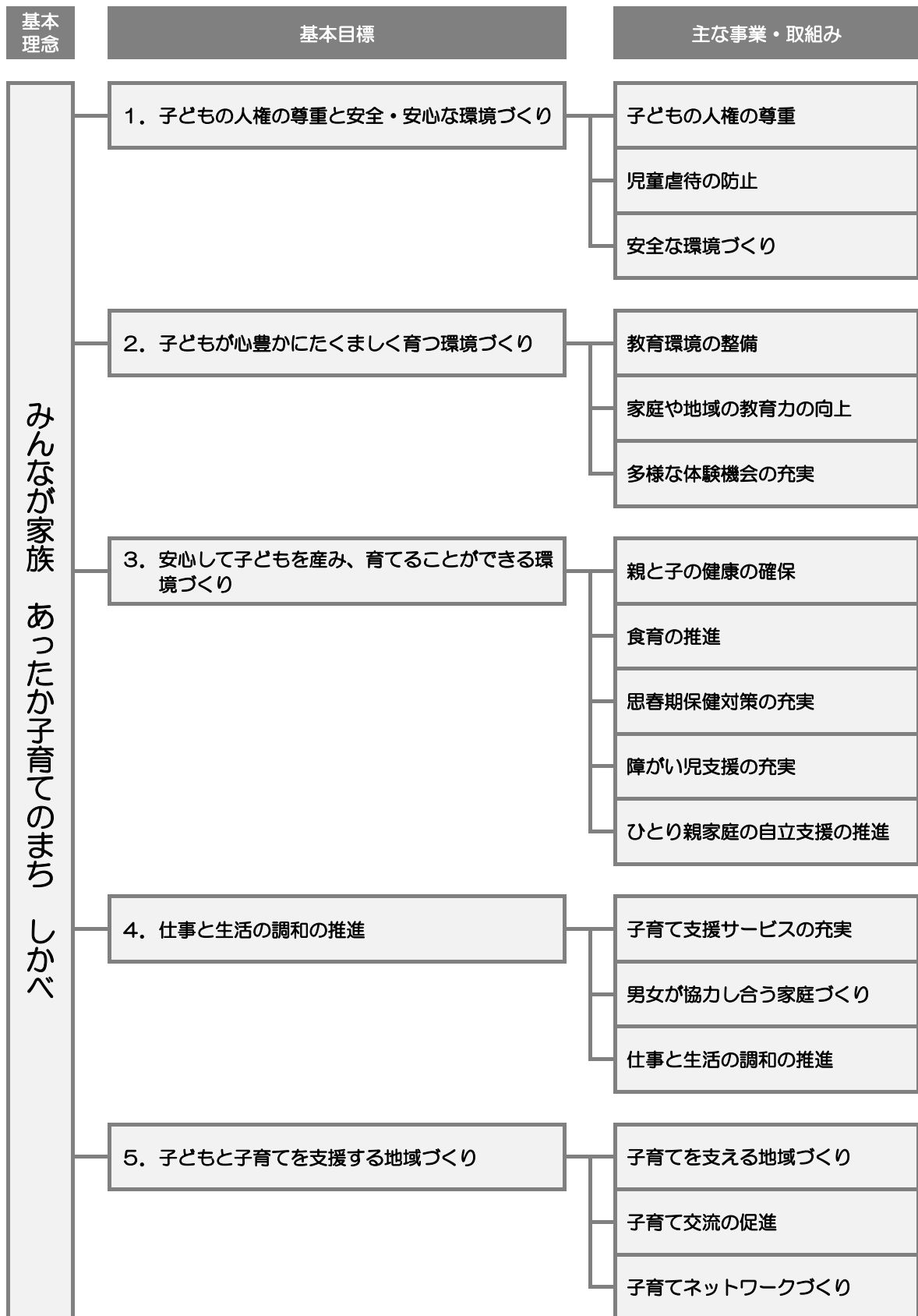
基本目標4 仕事と生活の調和の推進

働く母親のみならず、すべての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

基本目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、また、子どもが様々な人と出会い、豊かな情操を育めるよう、地域団体や地域住民等と連携し、子どもと子育て家庭を見守り、ふれあい、支援する地域づくりを進めます。

2. 施策体系



第4章 子ども・子育て支援制度の推進

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定（3歳以上）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	54	54	49	50	48
1号認定		21	21	19	19	18
2号認定		33	33	30	31	30
確保方策 ②		60	60	60	60	60
過不足 (②-①)		6	6	11	10	12

《確保方策の考え方》

3歳以上の未就学児童（1号認定及び2号認定）は「しかべ幼稚園」での受け入れを確保方策とします。

「しかべ幼稚園」の定員やこれまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(2) 3号認定（3歳未満）

①0歳

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	2	2	2	2	2
確保方策 ②		2	2	2	2	2
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

①1・2歳

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	10	10	10	10	10
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

《確保方策の考え方》

3歳未満の未就学児童（3号認定）は、しかべ保育事業「ひよこ」での受け入れを確保方策とします。量の見込みに対する供給量が不足することがあった場合には、広域保育により確保方策の調整を行うこととします。

また、今後保育環境の充実に向けて、「しかべ幼稚園」の認定こども園への移行についての検討を進めます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の提供

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	令和2年度から母子保健型の利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）を開始し、母子保健事業や子育て支援事業等に関する情報提供や相談に対応します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談・情報提供等を行う事業。	地域子育て支援拠点事業の代替事業である「バンビ教室」を確保方策とします。
③妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、健康診査に係る費用の一部を助成する事業。	現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	乳児家庭全戸訪問事業を保健福祉課における乳幼児訪問指導として実施しています。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。	養育支援が必要な家庭への対応は、速やか且つ適切な対応を行うよう努めます。
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが困難な児童について、児童養護施設等で一時的な保護を行う事業。	本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動を行う事業。	小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、「鹿部キッズクラブ」での受け入れを行うこととします。
⑧一時預かり事業	主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園等において一時的に預かり保育を行う事業。	一時預かり（幼稚園型）：幼稚園型の一時的預かりは、「しかべ幼稚園」園児を対象に実施している「預かり保育ひまわり」での受け入れを確保方策とします。 一時預かり（幼稚園型を除く）：計画期間内においては、3歳未満を対象とする通常保育を優先して実施することとしますが、当事業の実施に向けた検討は引き続き進めます。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業。	本事業を必要とする保護者が出てきた場合には、通常保育事業における状況を勘案しながら、本事業の実施について検討を行います。
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	疾病にかかっている場合や回復期にある児童を保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業。	当事業の利用を希望する保護者には、近隣市町村で利用できる病児・病後児保育施設に関する情報提供を行うこととします。
⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。	これまで通り「鹿部キッズクラブ」での受け入れを確保方策とします。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品、文房具などの物品購入費用等を助成する事業。	今後も住民ニーズなどを把握するとともに、必要とされる助成について検討を進めます。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等への民間事業者の参入促進を図るための事業。	新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し、横断的な取組みを積極的に進めます。

(2) 地域における取組みや活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、また NPO 等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

(3) 町民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、町民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めるとともに、町外に対してもホームページなどを活用し、情報発信を行います。

2. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、子ども・子育て会議で協議のうえ見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。